

浜田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 25 号

浜田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する
条例の一部を改正する条例

浜田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する
条例（平成 25 年浜田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。